

# 船橋市消防局音楽隊被服着用基準

## ○船橋市消防局音楽隊被服着用基準

### (目的)

第1条 この基準は、船橋市消防局音楽隊規程（昭和45年船橋市消防本部訓令第3号。以下「規程」という。）第13条第1項の制服及び同条第2項の着用期間について必要な事項を定める。

### (制服)

第2条 規程第13条第1項の制服は、別表のとおりとする。

### (着用期間)

第3条 規程第13条第2項の着用期間については、船橋市消防職員被服着用基準（平成16年船消総第1027号）第4条第3項の規定を準用する。この場合において、同基準別表3中「冬服」とあるのは「合服」と、「夏服（長袖・半袖）」とあるのは「夏服」と読み替えるものとする。

### 附 則

この基準は、令和5年9月1日から施行する。

### 別表

品種	区分	摘要
夏服（上衣）	製式	白色の合成繊維織物とする。 半袖、立襟（小開き式開襟）ワイシャツカラーとする。 前立てにボタン6個を付ける。 左右肩線に沿って肩章取り付けループを付ける。 形状は、別図のとおりとする。
	ポケット	胸に左右各1個、巾巾12cm、深さ14cmとし、雨蓋付アウトポケット（中ひだ付き）とする。 雨蓋裏面、ポケット表面は白面ファスナーとする。
	ボタン	白色1.6cmとする。
夏服（ズボン）	製式	生地の性質は上衣同様とする。 長ズボンとする。 裾はシングル式（モーニングカット）とし、1タック（深さ2cmの外向きタック）とする。 側章として1.2cm巾の脇縫い線にそって金モール2本をミシン縫いまたは手まつりとし、1本目と2本目のモール間に1cmの間隔をとる。 形状は、別図のとおりとする。
	脇ポケット	左右各1個斜めポケットで袋地は2重とする。 ポケット巾は18cm、ポケット袋はポケット巾下部から13cm、底巾は16cmとする。
	尻ポケット	後身左右に各1個付ける。 上端から7cm下がりの位置に巾巾14cm、深さ18cmの片玉作りポケットとし左ポケットのみボタン留めとする。
	尻縫い	割縫いとして、切り口はロックを施し上部から股下中心まで2重ミシンをかける。
	小股	5cm縫いとして、機械門止めとする。

船橋市消防局音楽隊被服着用基準

	股下	巾 2 cm、長さ 10 cm のシックを付け、1 本ミシン縫いとする。
	バンド通し	ループミシン縫いとし、8 本付ける。 上端から 1 cm 下がり、巾 1 cm、使用部分の長さ 5 cm のものとする。
	腰ベルト	帯巾 3. 3 cm 仕上がり寸法とし、芯地を入れ、裏はマーベルトとし、脇縫いを中心にレールを用いて左右 2. 5 cm 以上ウエストがスライドするアジャスターシステムを設ける。
	前立	比翼仕立て縫目折飾り縫い 3. 5 cm とし、天狗不織布芯を入れ、裏と地縫い返しし、奥はロック掛けをする。 坐金前カンを天狗前立て上部に付け、裏側には前立て補強のためボタンを付ける。
	裾口	シングル内折り返し 5 cm (モーニングカット) とする。
	靴ずれ	共布使用中 2 cm、長さ 16 cm 以上とする。
	膝当て	腰上端から付け、膝当てとし、丈は膝下 10 cm 程度とし両脇は表地と共にオーバーロックかがりをする。
	忍ポケット	右脇ポケット内にポケットを付ける。
	ボタン穴	機械穴、鳩目を付ける。
	片布	ズボン左脇のポケットの袋に縫い付ける。
	制帽 (夏服用)	製式
合服 (上衣)	製式	白色の合成繊維織物とする。 長袖とする。 シングル式、4 個ボタン 4 つ掛けとする。 剣衿、センターベンツとする。 左衿裏にレニヤードの吊りボタンを付ける。 左右肩線に沿って肩章取り付けループを付ける。 左肩袖山にレニヤード取り付けのボタンを付け、幅 5 cm の背飾りベルトをウエスト位置に付ける。 形状は、別図のとおりとする。
	飾縫い	腰ポケット、雨蓋、襟打合せ前飾り 0. 5 cm 飾り縫いとする。
	裏	背抜きとする。
	ポケット	胸に左右各 1 個、口巾 12 cm、深さ 14 cm とし、雨蓋付アウトポケット (中ひだ付き) とする。 雨蓋裏面、ポケット表面は白面ファスナーとする。 腰に左右各 1 個、両玉緑、口巾 15 cm、深さ 20 cm、巾 5 cm 雨蓋付きとする。
	内ポケット	内側左右に口巾 14 cm、深さ 19 cm、裏地向当地付きとして三角雨蓋を付ける。
	肩パット	肩パットを付ける。
	すそ上げ	ミシン縫い、折り返し 3. 5 cm 以上とする。
	肩縫	表地ミシン割り縫い、裏地ミシン肩倒し縫いとする。
	袖章	袖口巾 14 cm を標準とし、袖口から 10 cm の位置に袖章として 1. 2 cm 巾の金モールを 2 本付け、裏袖、袖付けミシン縫いまたは手ま

船橋市消防局音楽隊被服着用基準

		つりとし、1本目と2本目のモール間に1cmの間隔をとる。
	ボタン	黒色2. 1cmとする。
	ボタン穴	機械穴、鳩目を付ける。
合服（ズボン）	製式	生地は性質は上衣同様とする。 長ズボンとする。 裾はシングル式（モーニングカット）とし、1タック（深さ2cmの外向きタック）とする。 側章として1. 2cm巾の脇縫い線にそって金モール2本をミシン縫いまたは手まつりとし、1本目と2本目のモール間に1cmの間隔をとる。 形状は、別図のとおりとする。
	脇ポケット	左右各1個斜めポケットで袋地は2重とする。 ポケット口巾は18cmで、ポケット袋はポケット口巾下部から13cm、底巾は16cmとする。
	尻ポケット	後身左右に各1個付ける。 上端から7cm下がりの位置に口巾14cm、深さ18cmの片玉作りポケットとし左ポケットのみボタン留めとする。
	尻縫い	割縫いとして、切り口はロックを施し上部から股下中心まで2重ミシンをかける。
	小股	5cm縫いとして、機械門止めとする。
	股下	巾2cm、長さ10cmのシックを付け、1本ミシン縫いとする。
	バンド通し	ループミシン縫いとし、8本付ける。 上端から1cm下がり、巾1cm、使用部分の長さ5cmのものとする。
	腰ベルト	帯巾3. 3cm仕上がり寸法とし、芯地を入れ、裏はマーベルトとし、脇縫いを中心にレールを用いて左右2. 5cm以上ウエストがスライドするアジャスターシステムを設ける。
	前立	比翼仕立て縫目折飾り縫い3. 5cmとし、天狗不織布芯を入れ、裏と地縫い返しし、奥はロック掛けをする。 坐金前カンを天狗前立て上部に付け、裏側には前立て補強のためボタンを付ける。
	裾口	シングル内折り返し5cm（モーニングカット）とする。
	靴ずれ	共布使用中2cm、長さ16cm以上とする。。
	膝当て	腰上端から付け、膝当てとし、丈は膝下10cm程度とし裾は耳とする。
	忍ポケット	右脇ポケット内にポケットを付ける。
	ボタン穴	機械穴、鳩目を付ける。
片布	ズボン左脇のポケットの袋に縫い付ける。	
制帽（合服用）	製式	制服（合服）と共布同色で、楕円形の消防官型で前底は黒色とし、腰は4cm巾で表に3. 8cm白蛇腹を巻く。 き章は、黒色の毛または合成繊維製の台に、銀色消防章を金色桜で囲んだものを全面中央に付ける。 前底には月桂樹の葉模様を金モール刺繍で左右5枚ずつ付ける。 顎紐には1. 2cmの巾の金モール仕上げで1本付ける。 顎紐の両端は両側において金色金属製消防章各1個で留める。 マチの両側に各2個のハトメを付け通風口とする。 形状は、別図のとおりとする。
肩章（夏服、合服共通）	製式	台地は黒のフェルトを使用し座金はトタン製、紐は皮糸を金色とし芯糸はアクリル糸を使用、頭ボタンは梨地1. 5cmの真鍮製、金メッキとする。 形状は、別図のとおりとする。

## 船橋市消防局音楽隊被服着用基準

ネクタイ（合服用）	製式	船橋市消防吏員の服制に関する規則（平成28年船橋市規則第132号）別表中のネクタイを準用する。
レニヤード（合服用）	製式	紐は皮糸を金糸とし芯糸はアクリル糸を使用、先端の筆の長さ6.5cm真鍮製、金メッキとし、取り付け部は黒色の合皮とする。 形状は、別図のとおりとする。
ベルト（夏服、合服共通）	製式	白色塩化ビニール製とし幅3.5cm、長さは並尺100cm、長尺120cmとしハトメ穴は5個とする。 バックルはスチール製にてメッキ処理を施し、ワンピン留めとする。 形状は、別図のとおりとする。
靴（夏服、合服共通）	製式	白色革製でソールに滑り止め素材を配合する。 形状は、別図のとおりとする。

別図

<p>その1 夏服（上衣）</p> 	
<p>その2 夏服（ズボン）</p> 	
<p>その3 制帽（夏服用）</p> 	

その4 合服（上衣）



その5 合服（ズボン）



その6 制帽（合服用）



その7 肩章 (夏服、合服共通)



その8 レニヤード (合服用)



その9 ベルト (夏服、合服共通)



その10 靴 (夏服、合服共通)

